

## 洛星中学校・高等学校の学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

生徒の教育を受ける権利を侵害するいじめは、心身の成長・人格の形成に深刻な影響を与え、さらに、生命および身体に危険を生じる事態をも考慮すべき人権問題である。生徒の人権を尊重し、きめ細かな配慮を実施するため、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止・早期発見・対処の推進に努める。

### ◆いじめ防止等の組織

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」（副校長、生徒部長、保健室長、カウンセラー）を置き、担任団・生徒部・その他関係機関や専門機関と連携をはかりながらいじめの防止等に関する取り組みを行う。

### ◆いじめの未然防止

- ・教育活動を通じて、ひとりひとりが神から授かった「贈り物（タレント）」を磨き上げ、正義と平和を求める豊かな感性や「人の痛みに気づく心」を育む。
- ・教職員と生徒が良好な人間関係を築き、相談がしやすい環境を保ち、教職員が正しい認識に基づいて、他者に対する言動において生徒の模範になるように努める。
- ・生徒や教職員がいじめに対する認識を深められるよう、啓発活動を行う。

### ◆いじめの早期発見

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示すわずかな兆候を見逃さないようにすると同時に、個人面談や定期的なアンケート調査及び相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、家庭とも連携し、いじめの実態把握に努める。

### ◆いじめに対する取り組み

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、ただちにその行為を止め、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、事実関係の把握を行う。プライバシーの保護、迅速な保護者への連絡、教育的配慮に基づいたケアや指導を組織的に行う。
- ・いじめた生徒への指導は、人格の成長を主眼に置き、問題の再発を防ぐための教育的配慮に基づいた指導を保護者と協力して行う。また、必要に応じて外部専門機関との連携の下、毅然とした態度で組織的に行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。学校単独で対応することが困難と判断した場合には、必要に応じて法務局や警察に協力を求める。

### ◆重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに調査を実施する主体等を協議する。
- ・学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京都府におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、顧問弁護士の助言を求めながら、事実関係を明確にする。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ・調査結果をふまえ、当該重大事態と同種の事態発生防止のために必要な取り組みを進める。